

議 案 第 90 号

松戸市いじめ調査委員会条例の制定について

松戸市いじめ調査委員会条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

いじめに関する重大事態への対処に当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市いじめ調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、松戸市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査する。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市いじめ調査委員会委員	日額 8,500円
---------------	-----------